

医療機関（開設者・管理者）の皆様へ

令和3年度
新型コロナウイルス感染症対応
医療従事者支援制度のご案内

新型コロナと向き合う医療従事者を守るために

日本医師会

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度について

日本医師会では新型コロナウイルス感染者が拡大する令和2年4月から、各医療団体のご協力をいただきながら、治療の最前線で使命をもって働く医療従事者が、万一感染した場合であっても一定の収入が補償されることが重要であるとして、国に対して新型コロナウイルス感染症患者に対応した医療従事者が感染し休業した場合の支援制度(医療従事者支援制度)に対する補助を要望してきました。

令和2年9月に厚生労働省より新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関等への更なる支援として「医療資格者の労災給付の上乗せを行う医療機関への補助」が決定したことに伴い、令和2年12月に「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度」を創設しました。

本制度は日本医師会・日本看護協会からの寄付金、国の補助金を活用することにより、医療機関がより少ない負担で医療従事者に対する補償を行うことができる仕組みとしており、創設初年度で1万7千を超える医療機関、約115万人の医療従事者が加入されています。

新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を踏まえ、引き続き国の補助金・医療団体からの支援が確定したことから令和3年度についても本制度を継続することとなりました。補償内容についても見直しを行い、医療従事者が万一罹患した場合の収入面の不安を少しでも解消し、より安心して医療に従事できるためのサポートを、少ない負担でできるメリットの大きい制度となっています。

本制度の補償期間は1年間となっておりますので、現在ご加入いただいている医療機関におかれては、引き続きご加入いただき、また、それ以外の医療機関におかれても、是非検討いただき、一人でも多くの医療従事者の安心につなげていただけますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の目的

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度は、新型コロナウイルス感染が長期化している状況下、社会経済と感染対策の両立を図らなければならない中で、感染や命の危険を覚悟のうえで、治療や国民の健康を守るために懸命に努力している医療従事者が、安心して医療に従事できるための支援策を講じることにより、医療提供体制の維持を図ることを目的としています。

◆ 医療従事者の安心

新型コロナウイルス感染者が拡大し、常に感染と隣り合わせにある医療従事者が、安心して医療に従事できるように、業務に起因して新型コロナウイルス感染症に罹患した医療従事者を支援し、その家族の経済的負担を補償します。

◆ 医療従事者の確保

医療従事者は感染リスクが高く、感染症患者の治療にあたる医療従事者が自らの感染だけでなく、家族を含めた偏見や風評被害といったストレスが多い中で、本制度による支援を行うことにより、医療従事者の確保を支援します。

◆ 医療提供体制の維持

医療従事者を守ることは事業主である医療機関の責務ですが、新型コロナ感染症対策における経費増、患者数の減少等経営状況が悪化している中で、国の補助や医療団体の寄付金を活用し事業主の負担を軽減することにより医療提供体制の維持を図ります。

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の概要

医療機関は、制度運営機関を契約者とする保険に加入し、国や医療団体からの補助金を利用することにより、負担しやすい保険料で、医療機関に勤務する医療従事者が業務に起因して新型コロナウイルス感染症等に罹患した場合に休業補償を、また、万一死亡した場合には死亡補償を行う制度です。

◆医療従事者が新型コロナウイルス感染症等※に感染し休業した場合の補償です

医療従事者が、業務に起因して新型コロナウイルス感染症等に罹患した場合に、労災保険からの給付に加えて、**30万円**の休業補償一時金を、万一死亡した場合には**500万円**の死亡補償一時金をお支払いすることにより、医療従事者を支援し、その家族の経済的負担を補償します。

◆新型コロナウイルス感染症等※に限定した労災補償上乗せ保険です

医療機関経営が厳しい中で、業務災害の原因を新型コロナウイルス感染症等※に限定することにより、医療従事者1名あたり年間1,000円の保険料と、医療機関にとって加入しやすい保険料設定になっています。

◆国の補助金・医療団体の寄付金が利用できます

加入する医療資格者等の保険料については、国の補助金（医療資格者の労災給付の上乗せを行う医療機関への補助）、医療団体からの寄付金を充当することにより医療機関の負担を更に軽減しています。

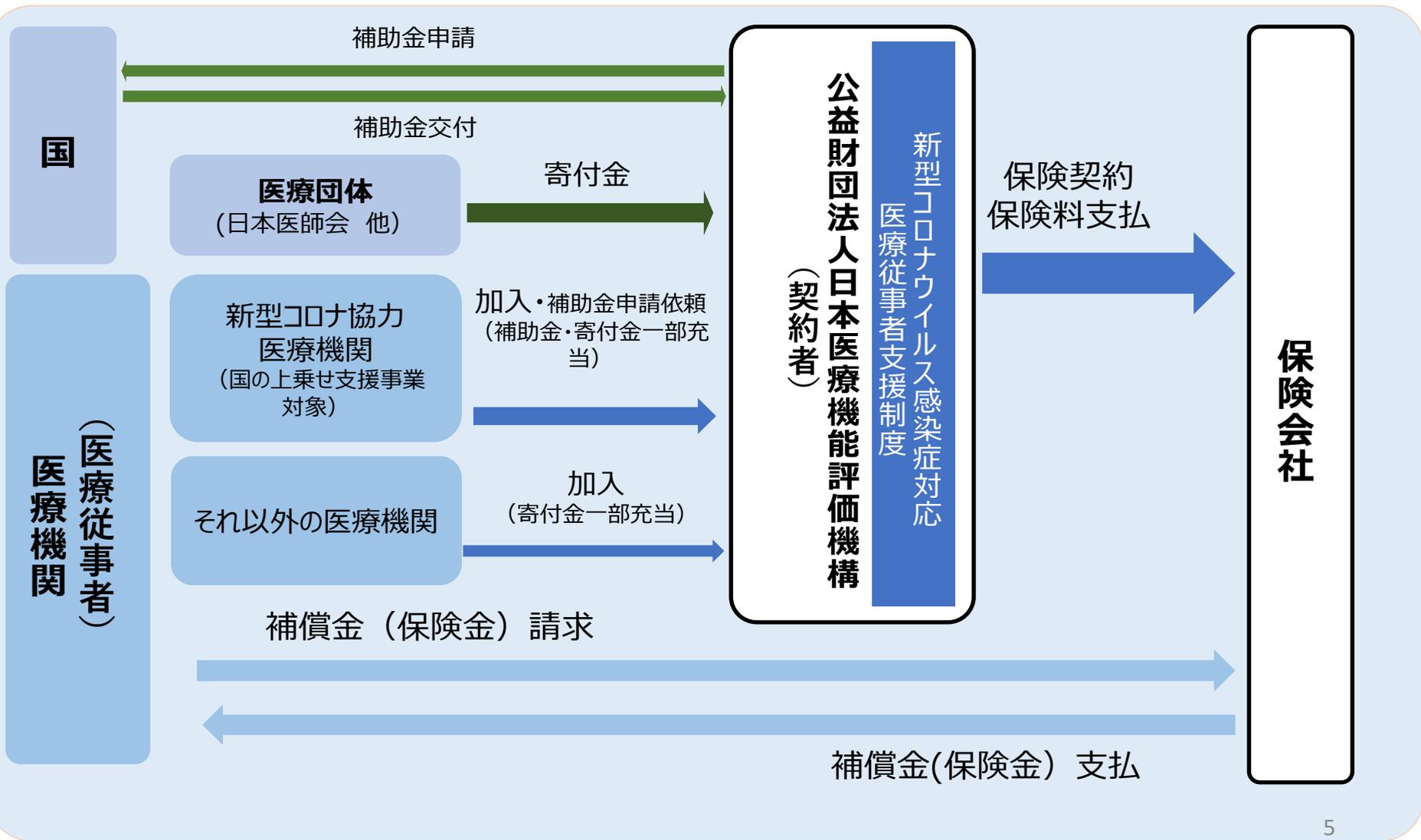
◆加入手続きは簡単

インターネットから加入手続きができます。国の補助申請についても制度運営機関が代理で行います。

※新型コロナウイルス感染症に加えて感染症法における第一類～第三類感染症および指定感染症が対象となります

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の枠組み

医療機関は、制度運営機関を契約者とする保険に加入し、国や医療団体からの補助金を利用することにより、負担しやすい保険料で、医療機関に勤務する医療従事者が業務に起因して新型コロナウイルス感染症等に罹患した場合に休業補償を、また、万一死亡した場合には死亡補償を行うことができます。



新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の内容

■ 制度に加入できる医療機関

日本国内の次の医療機関であれば加入することができます。

- ・ **病院、診療所（歯科診療所を含む）、介護医療院、助産所、訪問看護ステーション**
※ 病院・診療所については保険医療機関となります

■ 補償の対象者

- ◇ 医療機関が加入している政府労災保険等で給付の対象となるすべての医療従事者（被用者）が補償の対象となります（アルバイト、パートタイマー、臨時雇い等を含みます。）
- ◇ 医療資格者のみを対象とすることもできます。
- ◇ 医療法人の代表者・役員、個人事業主（個人診療所の開設者等）は政府労災保険の特別加入者となることにより補償の対象となります。
- ◇ 公務員災害補償法等の対象とする公務員（国家公務員は除く）も補償対象となります。

■ 補償の内容

医療従事者（被用者）が新型コロナウイルス感染症等に罹患し、労災事故として認定された場合に、労災保険等からの給付に加えて

- 4日以上休業を行った場合 **30万円**を給付
- 死亡した場合 **500万円**を給付

※各補償につきましては、政府労災保険等の給付(療養補償給付、休業補償給付、遺族補償給付)が決定された場合に保険金をお支払いします。なお、休業日数の認定は、政府労災保険等における決定に従います。

■ 保険料

年間保険料は医療従事者1名あたり**1,000円**

医療資格者については、医療機関の区分に応じて国の補助金や医療団体からの寄付金を充当することができます。

令和3年度制度の改定ポイント

■ 休業補償一時金の増額

休業補償一時金を20万円から30万円に増額となります。

■ 政府労災保険等の認定要件の拡大

補償金の支払いについては、政府労災保険等の認定（給付決定）が必要となりますが、療養給付認定でも請求することが可能となり、より早く請求が可能となります。

（従来は休業給付認定のみ）

■ 補償対象となる感染症の範囲拡大

補償対象となる感染症の範囲を新型コロナウイルス感染症に加えて、感染症法の第一類～三類および指定感染症に拡大します。

■ 新型コロナウイルス感染症

■ 感染症法における以下の第一類・第二類・第三類感染症、指定感染症

- 第一類：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
- 第二類：急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群※1、中東呼吸器症候群※2、鳥インフルエンザ※3
- 第三類：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りします。

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限りします。

※3 病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異する恐れが高いものの血清亜型として政令で定めるものであるものに限りします。

- 指定感染症：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条8項の規定※4に基づき政令で定める指定感染症

※4 この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、第三章から第七章までの規定の全部または一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあるものとして政令で定めるものをいう。

医療機関が負担する実質的な保険料（一人あたり） 補助金充当後

医療機関の種類	医療資格者等		左記以外
新型コロナ対応医療機関 類型 1・2	無料 国の補助金と医療団体の寄付金充当		1,000円
新型コロナ対応医療機関 類型 3・4	国の補助対象者※	国の補助対象者以外	1,000円
	無料 国の補助金と医療団体の寄付金充当	500円 医療団体の寄付金充当	
上記以外の医療機関 類型 5	500円 医療団体の寄付金充当		1,000円

新型コロナ対応医療機関 類型 1・2

- 類型1 重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県より新型コロナ患者、疑い患者の受け入れを割り当てられた医療機関
 類型2 都道府県から役割を設定された帰国者・接触者外来を設置する医療機関、都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センター並びに都道府県から指定された発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関（「診療・検査医療機関（仮称）」）

新型コロナ対応医療機関 類型 3・4

- 類型3 都道府県、政令市及び特別区からの依頼又は委託等により宿泊療養・自宅療養の新型コロナ患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等が勤務する医療機関等
 ※国の補助対象は、当該フォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等
 類型4 都道府県、政令市及び特別区から役割を設定された地域外来・検査センターに出務する医療資格者等が勤務する医療機関
 ※国の補助対象は、地域外来・検査センターに出務する医療資格者

本制度における医療資格者等とは

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、診療工ツクス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、管理栄養士、栄養士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は当該医療機関において現に診療報酬による評価の対象となっている**看護補助者**等となります。

加入例と年間の実質的な保険料

A病院（新型コロナ対応医療機関 類型1・2）

医療従事者数 1,000名（医療資格者等800名、左記以外200名）

加入方法 **医療資格者のみ加入**

負担保険料 **0円**

B病院（新型コロナ対応医療機関 類型1・2）

医療従事者数 300名（医療資格者等240名、左記以外60名）

加入方法 **医療従事者全員加入**

負担保険料 **60,000円**

C病院（新型コロナ対応医療機関 類型3・4）

医療従事者数 100名（国の補助対象医療資格者10名、国の補助対象外医療資格者等50名、
上記以外40名）

加入方法 **医療従事者全員加入**

負担保険料 **65,000円**

Dクリニック（新型コロナ対応医療機関 類型1・2）

医療従事者数 20名（医療資格者等15名、左記以外5名）

加入方法 **医療資格者等のみ加入**

負担保険料 **0円**

Eクリニック（新型コロナ対応以外の医療機関 類型5）

医療従事者数 10名（医療資格者等7名、左記以外3名）

加入方法 **医療従事者全員加入**

負担保険料 **6,500円**

制度加入申込期間と保険期間

■ 制度加入申込期間

国の補助申請期間及び医療団体からの補助金の関係から、令和3年度の加入申込期間と保険期間は以下のとおりとなります。

◆ 既に参加されている医療機関の更新手続き

加入申込期間	保険期間	保険料振込期限
①2021年10月15日～11月15日	①2021年12月1日～2022年12月1日	2021年12月10日
②2021年10月22日～12月15日	②2022年1月1日～2023年1月1日	2022年1月14日
③2021年10月29日～2022年1月11日	③2022年2月1日～2023年2月1日	2022年1月31日
④2021年10月29日～2022年2月7日	④2022年3月1日～2023年3月1日	2022年2月14日

◆ 新規加入

加入申込受付期間	保険期間	保険料振込期限
①2021年10月15日～11月15日	①2021年12月1日～2022年12月1日	2021年12月10日
②2021年11月16日～12月15日	②2022年1月1日～2023年1月1日	2022年1月14日
③2021年12月16日～2022年1月11日	③2022年2月1日～2023年2月1日	2022年1月31日
④2022年1月12日～2022年2月7日	④2022年3月1日～2023年3月1日	2022年2月14日

制度加入申込方法

■ 加入申込方法

加入申込についてはインターネットでの申し込みとなります。

◆ 継続加入（更新手続き）

- 令和2年度加入されている医療機関の登録メールアドレスに更新手続きのご案内メールが申込開始日前後に送信されます。更新を希望される方は、メール内のURLから更新手続きを行います。
- 複数件加入されている方は、加入者番号ごとに送付されたそれぞれのURLからお手続きを行います。
- 登録内容を確認し、変更があれば修正のうえ、申し込みを行います。
- 電話番号に施設以外（医療法人本部等）の電話番号を登録されている場合は、施設の電話番号に変更してください。
- 申込内容が確定しましたら2営業日後に請求書が発行されます。メールでURLが送付されるので、URLから請求書を確認し、支払期限までにお支払いください。

◆ 新規加入

- 日本医療機能評価機構の特設Webサイト（<https://jcqhc.or.jp/w-comp>）の「新規申込」から仮申込フォームへ進み、医療機関名とメールアドレスを登録し案内に従って加入手続きを行います。

◇加入方法については、「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度特設サイト」をご覧ください。

制度の詳細については以下をご覧ください

日本医師会ホームページ：【医師のみなさまへ：その他：新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度】

日本医療機能評価機構ホームページ：【新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度】



評価機構について

ABOUT US

イベント情報

EVENT

出版物

PUBLICATION

プレスリリース

PRESS RELEASE

募集(採用・入札)

RECRUIT

新型コロナウイルス感染症対応
医療従事者支援制度

COVID-19 INSURANCE

お問い合わせ

CONTACT

新型コロナウイルス感染症対応 医療従事者支援制度 2021

COVID-19 INSURANCE

- 2020年度の医療従事者支援制度に関する詳細は別ページに移動しました。リンク先をご確認ください。

● お知らせ

2021年度の募集を開始しました。昨年度から内容に大幅な変更がありますので必ずご一読ください。

● 目的

「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度」は、新型コロナウイルス感染が長期化している状況下、社会経済と感染対策の両立を図らなければならない中で、感染や命の危険を覚悟のうえで、治療や国民の健康を守るために懸命に努力している医療従事者が、安心して医療に従事できるための支援策を講じることにより、医療提供体制の維持を図ることを目的としています。

医療資格者等の労災給付の上乗せを行う医療機関等への補助

(令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金)

事業目的

国による直接執行

- 新型コロナへの対応を行う医療機関等において、勤務する医療資格者等が感染した際の労災給付の上乗せ補償を行う民間保険に加入した場合に、保険料の一部を補助することにより、医療資格者等の収入面の不安等を解消して離職防止等につなげ、新型コロナ対応医療機関等の運営の安定を図る。

※「令和2年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金」による補助を受けた医療機関等は、同じ保険契約に重複して補助を受けることはできませんが、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、新たに契約を締結し、契約の始期がある保険契約の年間の保険料について本補助金の申請が可能。

事業内容

〔対象医療機関等〕 都道府県等の要請を受けて新型コロナへの対応を行う次の保険医療機関等

- ① 重点医療機関、協力医療機関その他の都道府県が新型コロナ患者・疑い患者の入院受入れを割り当てた医療機関
- ② 帰国者・接触者外来、地域外来・検査センター、診療・検査医療機関(仮称)
- ③ 宿泊療養・自宅療養の新型コロナ患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等が勤務する医療機関等 (③の場合、補助対象は、当該フォローアップ業務、受入施設での対応等に従事する医療資格者等)
- ④ 地域外来・検査センターに出務する医療資格者等が勤務する医療機関等 (④の場合、補助対象は、地域外来・検査センターに出務する医療資格者等)

※ 医療機関の事務の簡素化のため、国への補助金の申請や保険契約の申込等を委託することも可能。

〔対象者〕 勤務する医療資格者等

〔補助基準額〕 年間の保険料の一部(2分の1)、1人あたり1,000円を上限

〔対象となる労災給付上乗せ補償保険〕

以下のアを満たす民間保険(ア及びイを満たすものを含む。)

※ 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、契約を締結し、契約の始期があるもの。

- ア 休業補償：被用者が業務において新型コロナウイルス感染症に罹患して休業し、労働基準監督署の労災認定を受けた場合に、労災給付の上乗せ補償を行う保険
- イ 死亡補償又は障害補償：被用者が業務において新型コロナウイルス感染症に罹患して死亡し、又は障害が残り、労働基準監督署の労災認定を受けた場合に、死亡補償金又は障害補償金を給付する保険